

譲渡通知書

令和 年 月 日	
殿	
財務大臣 <span style="float: right;">印</span>	
<p>旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令第6条第1項の規定により、下記により譲渡するよう通知する。</p> <p>なお、送付に係る譲渡すべき登録国債等についての財務大臣名義に変更の登録請求書を、記名なつ印の上、同封回付する。</p>	
法第7条第1項の規定により譲渡すべき邦貨債又はその利札（利子債権を含む。以下同じ。）の属する邦貨債の銘柄	
譲渡すべき邦貨債及びその利札	別紙明細書の通り
同上の収納価額	円
譲渡すべき邦貨債及びその利札を引き渡すべき期限	令和 年 月 日
譲渡すべき邦貨債及びその利札を引き渡すべき相手方	
登録国債等の譲渡の手続	財務大臣名義に変更の登録を受け、その登録済通知書を引き渡すこと。
登録国債等に係る利子債権の譲渡の手続	その譲渡を証する書面を引き渡し、且つこれについて指定日までに令第7条第3項の民法467条に規定する通知をなすこと。



譲渡すべき邦貨債の利札

邦貨債の 取得者	借換済外 債の銘 柄	利札の属する邦貨債				利札の 枚数	利札の券面 金額		利札の利金 額		控除額 (30%)		利札の収 納価額		備考
		銘柄	登録機関	登録番 号	額面金額 の種類			円		円		円		円	
															法第7条第1項の財務大臣の指定日 令和 年 月 日
	計														

備考

- 1 譲渡通知書用紙寸法は、日本産業規格B 5とする。
- 2 明細書用紙寸法は、日本産業規格B 4とする。
- 3 明細書の記載について
  - イ 譲渡すべき邦貨債は、邦貨債の取得者別、銘柄別、額面金額の種類別並びに記号及び番号別に記載するとともに邦貨債の取得者毎に小計を附すること。
  - ロ 譲渡すべき邦貨債の利札は、その利札の属する邦貨債の取得者別、銘柄別及び額面金額の種類別に記載するとともに邦貨債の取得者毎に小計を附すること。
  - ハ 譲渡すべき邦貨債の利子債権については、利札の枚数欄にその利子期間数を、利札の券面金額欄にその単位利子期間の利金額を記載し、以下利札の場合に準じて記載すること。